重要事項説明書

令和6年4月1日 施行



社会福祉法人不易創造館 芥川認定こども園

芥川認定こども園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園が保護者様に説明すべき内容は次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 不易創造館	
所 在 地	大阪府柏原市法善寺 3 丁目 801 番地	
電話番号	072-971-2612	
代表者氏名	理事長 清水勝則	

2 利用施設

施	設 0	り種	類	幼保連携型	型認定こど	5園		
施	設 0	つ 名	称	芥川認定さ	こども園			
施	設の	所 在	地	大阪府高標	規市芥川町 .	4丁目2番2	20号	
連	糸	各	先	電話番号 072	2-668-2186			
				FAX 072	2-668-2187			
管	£	里	者	施設長 2	哲村 美保			
対	象	児	童	満3歳以_	上の小学校記	忧学前児童及	び保育を必	要とする
				満3歳未活	め 乳幼児			
認	可	定	員	0 歳児	9 人	1歳児	18人	
				2歳児	20 人	3歳児	25 人	
				4歳児	26 人	5歳児	27 人	
利	用	定	員	満3歳以」	上の児童			78 人
				満1歳以」	上満3歳未活	歯の児童		38 人
				満1歳未満	め児童_			9 人
開	設生	F 月	日	令和:	3年 4月	1 日		
事	業月	近 番	号					

3 施設の目的・運営方針

芥川認定こども園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 当園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
- (2) 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する子どもの最善の利益 を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場 を提供するよう努めるものとする。
- (3) 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。

- (4) 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。
- (5) 当園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行うものとする。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷地		1203. 30 m²	
		(自己所有地 1203. 30 ㎡)	
	構造	鉄骨造(耐火)	
園 舎		(地上 2階、地下 階)	
	延べ面積	743. 54 m²	
遠	庭	622. 59 m²	

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室・ほふく室	2室	0・1 歳児
保育室	4室	2,3,4,5 歳児クラス各1室
子育て支援室	1室	
調理室	1室	
職員室	1室	
相談室	1室	

5. 学級の編成

満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成するものとする。

- (1) 1学級の子どもの数は、満3歳以上満4歳に満たない子どもについては25人以下とし、満4歳以上の子どもについては35人以下とする。但し、教育及び保育を適切に行うことができると知事が認める場合には、満3歳以上満4歳に満たない子どもで編成する1学級の子どもの数は、35人以下とすることができる。
- (2) 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

6. 認可定員

当園の認可定員は125名とする。

7. 利用定員

当園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項 各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

第5条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

(1) 法第19条第1項第1号の子ども(保育を必要としない満3歳以上の子ども。 以下「1号認定子ども」という。) 3歳児5名4歳児5名5歳児5名計15名

(2) 法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする満3歳以上の子ども。 以下「2号認定子ども」という。)

3歳児20名4歳児21名5歳児22名計63名

(3) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする満3歳未満の子ども。 以下「3号認定子ども」という。)のうち、満1歳以上の子ども

1 歳児1 8名2 歳児2 0名計3 8名

(4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども

9名

8. 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年3月31日内閣府・ 文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、以下に掲げる教育・保育その他 の便官の提供を行う。

- (1)特定教育・保育(第12条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ)
 - (2) 送迎(徒歩)
 - (3)食事の提供
 - (4) 子育て支援事業(以下15にて別途記載)
 - (5)延長保育事業
 - (6) 病児保育事業(体調不良児対応型)
 - (7) その他教育・保育に係る行事等

9. 職員の職種、員数及び職務の内容

教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合が有り得る。

(1) 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守 させるため必要な指揮命令を行うとともに、園務を司る。

- (2) 主幹保育教諭 2名 主幹保育教諭は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、 教育・保育内容について他の保育教諭を総括する。
- (3) 保育教諭 24名 保育教諭は、教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家 庭連絡等の業務を行う。
- (4) 調理員 2名 調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつの調理を行う。

- (5) 栄養士 1名 栄養士は、園児の給食・おやつ等の献立の作成及び栄養計算等を行う。
- (6) 看護師 1名 看護師は、乳幼児の健康維持・管理全般の業務を行う。

10. 学期

1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から 7月31日
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日
- (3) 第3学期 1月1日から 3月31日

11. 開園時間

午前7時30分から午後7時00分までとする。

12. 教育・保育の提供を行う時間

(1)保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)

午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)

午前8時00分から午後4時00分まで及び 午前9時00分から午後5時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。育児休業期間中は午前9時00分から午後5時00分までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 教育標準時間(4時間00分)

午前9時00分から午後1時00分までとする。

13. 教育・保育の提供を行う日及び行わない日

教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、

- 1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。
 - 2 当園の休業日は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日
- (2) 年末年始(12月29日から1月3日)
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - 3 以下の期間及び日においては、1号認定こどもに対する教育・保育の 提供は原則として行わない。
- (1) 夏期休業 8月 1日から8月31日まで
- (2) 冬期休業 12月25日から1月 7日まで
- (3) 春期休業 3月25日から3月31日まで
- (4) 土曜日

ただし、年度によって異なる場合がある。

- 4 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、 前2項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。
- 5 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

14. 食事の提供

当園では、食事の提供を業務委託による自園調理にて実施します。

(1) 実施主体 芥川認定こども園

(2) 受託者 芥川認定こども園

(3) 実施場所 芥川認定こども園

- (4) 食事を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。
- (5) 当園の食事提供しない日は、次のとおりとする。
 - ①日曜日
 - ②年末年始(12月29日から1月3日)
 - ③国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定の休日
- (6) 以下の期間及び日においては、1号認定こどもに対する食事の提供は原則として行わない。
 - ①夏期休業 8月 1日から8月31日まで
 - ②冬期休業12月25日から1月 7日まで
 - ③春期休業 3月25日から3月31日まで
 - ④土曜日

但し、年度によって異なります。

- (7) 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に食事を提供しないことがある。
- (8) アレルギーなど食事に配慮が必要な園児への、保護者との事前確認による 適切な食事の提供を実施する。

15. 保護者に対する子育て支援の内容に関する事項

子育て支援事業の内容については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律施行規則(平成18年9月7日文部科学省・厚生労働省令第3号)第2条各項のとおりとする。

16. 延長保育

当園は、保育標準時間認定子どもについては、午後6時30分から午後7時00分まで、保育短時間認定子どもについては午前7時30分から午前8時00分まで及び午前7時30分から午前9時00分まで、午後4時00分から午後7時00分及び午後5時00分から午後7時00分まで、それぞれ平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

1号認定子どもについては午前7時30分から午前8時30分まで及び午後1時00分から午後7時00分まで、平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に預かり保育を行う。

17. 入園に関する事項

当園に入園するときは、当園が定める所定の手続きを要する。

- (1) 1号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は、当園 の建学の精神に基づく選考を行う。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、高槻市の行う利用調整 を経て、園長が入園を決定する。
- (3)前2項の規定に関わらず、在園する子どもの支給認定区分変更に伴う園内の異動については、園長が決定する。

18. 休園、退園、転園に関する事項

休園、退園もしくは転園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

19. 利用の終了に関する事項

- (1) 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。
 - ①1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
 - ②3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - ③その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
 - (2) 当園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

20. 保護者から受領する利用者負担額その他費用の種類、支払を求める理由及 びその額

特定教育・保育に係る利用者負担額(保育料)1号・2号・3号教育・保育給付認定子ども

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。)第13条第1項に基づき、利用者負担額の支払いを受けるものとします。

利用者負担額は、お住まいの各市町村が定める金額となります。

- (2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
 - (1)に掲げる保育料のほか、基準府令第13条第4項に基づき設定するものは、別表に掲げる金額とします。

但し、今後の経済事情等により納付額に変動がある場合は、その金額・ 理由を予め保護者様に知らせするものとします。

(3) 基準府令第13条第3項に基づき、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で要する費用の実費の支払いを受けることがあります。今後の経済事情等により納付額に変動がある場合は、その金額・理由を予め保護者に知らせるものとする。

2 1. 嘱託医

当園は、以下の医師と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医院長名又は医師名	金章瀅
連絡先	芥川認定こども園
連絡先電話番号	072-668-2186

(2) 歯科

医療機関の名称	片岡歯科紺屋町診療所
医院長名又は医師名	院長 片岡 洋平
住所	高槻市紺屋町6-19片岡ビル3F
電 話 番 号	072-668-2186

22. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者 の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

23. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘 導 灯 有・非常警報装置 有
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

24. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

25. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

	・窓口担当者	園長・主幹保育教諭		
当園	・ご利用時間	$8:30\sim 18:30$		
ご利用相談窓口	・電話番号	072-668-2186		
	F A X	072-668-2187		
担当者が不在の場合は、当園職員		在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
	出上実	電話番号 050-3786-3361		
 第三者委員		岸和田市常盤校区市民協議会事務局員		
用	H ## ##	電話番号 0725-55-2199		
	内藤芳雄	和泉市伏屋町 3-5-22		

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

26. 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	全国社会福祉協議会(施設の損害補償)、日本スポーツ振興センター(傷害)
保険の内容	損害賠償保険
保険金額	1 名 2 億円 1 事故 10 億円

27. 園児の利用状況 (毎年度5月1日現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0歳児	9	9	9
1歳児	1 5	2 0	2 1
2歳児	1 5	2 0	2 1
3歳児	2 0	2 4	2 6
4歳児	2 2	2 3	2 8
5歳児	2 3	2 2	2 3

28. 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未受審	
自己評価の実施状況	毎年度実施	

29. 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし(有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載)

30. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対す
営利活動	る宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

体目の提供に安する天真に味る利用有負担並			
項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	
主食代	給食の主食代実費負担	月額	
	3~5 歳児 (2号認定)		1,300円
副食代	給食の副食代実費負担	月額	
	3~5 歳児 (2号認定)		4,500円
主食代	給食の主食代実費負担	月額	
	3~5 歳児(1 号認定)		1,000円
副食代	給食の副食代実費負担	月額	
	3~5 歳児(1 号認定)		3,600 円
布団乾燥代	午睡布団の乾燥代金実費負担	月額	
	0~5 歳児利用児のみ		380 円
卒園アルバム代	卒園アルバム代金実費負担分	月額	
	5 歳児のみ		900 円
振替手数料	0~5 歳以上児(利用児のみ)	月額	
			10 円
日本スポーツ振興	日本スポーツ振興センター災害給	年額	
センター保険料	付に係る保険料	, ., .	210 円

2 時間外保育に係る利用者負担(2・3号認定)

3 預かり保育に係る利用者負担(1号認定)

【平日預かり保育】 午前7時30分から午前8時30分(午前の部) 午後1時00分から午後7時00分(午後の部) 別途料金が必要となります。

【休日預かり保育】 日曜日・祝日を除く休園日に行っております。 ※春・夏・冬休みも行っております。別途料金が必要となります。

午前7時30分から午後7時00分 ※土曜日は時間帯が異なります。

平日の預かり保育で、午後5時00分以降の利用の場合、及び休日の預かり保育 を利用する場合は、原則お仕事等をされている方のみの利用となり、就労証明等 が必要となります。

☆平日延長保育の金額

(月極利用) 20,000円 ※平日の預かり保育月額上限

(一時利用) (午前の部) 1回 300円 (午後の部) 1回 1,500円 ☆休日預かり保育の金額

(月極利用) 30,000円 ※休日の預かり保育月額上限

(一時利用) 1日 3,500円(給食代を含む)